

議案第 56 号

総社市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

総社市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年総社市条例第 209 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 8 月 25 日提出

総社市長 片 岡 聡 一

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、水道企業職員の部分休業に関する規定を改める必要が生じたことから、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

総社市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成１７年総社市条例第２０９号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（給与の減額） 第１７条 略 ２ 職員が部分休業（当該職員がその<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>を養育するため１日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（市長の定めるところにより配偶者その他の者の介護のため当該職員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	（給与の減額） 第１７条 略 ２ 職員が部分休業（当該職員がその<u>３歳に満たない子</u>を養育するため１日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（市長の定めるところにより配偶者その他の者の介護のため当該職員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則
この条例は、令和７年１０月１日から施行する。